

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり公表します。

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.1	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

【資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
航路事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。